

令和5年度第2回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもに関する施策の推進検討部会 議事録

1 日 時：令和5年11月17日（金）18時00分～19時30分

2 会 場：千葉市役所 高層棟2階 XL会議室203

3 出席者：

(1) 委員

吉永委員（部会長）、郡司委員（副部会長）、笹口委員、山崎委員【委員5名中4名出席】

(2) オブザーバー

宮本委員長

(2) 事務局

【子ども未来部子ども企画課】

宮葉課長、佐久間補佐

【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】

八斗課長

4 議題等：

(1) 議題

子どもに関する施策の推進について

(2) その他

今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 議題の内容について、事務局から説明があった後、委員間で意見交換が行われた。

(2) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもに関する施策の推進検討部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、子ども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本検討委員会は、オンラインと対面形式の同時開催で進めさせていただきます。不慣れなため、至らない点もあるかと思いますが、何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので、御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に、次第、委

員名簿、座席表、会議資料を配付してございます。事前に郵送させていただきましたものと同じ資料になります。過不足等はございませんか。

なお、吉永部会長におかれましては、オンラインで御出席いただいております。

本日、清水委員におかれましては、御欠席の旨、御連絡をいただいております。また、オブザーバーとして宮本委員長にご出席いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会場内の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮葉こども企画課長より御挨拶を申し上げます。

○宮葉課長 皆様、こんばんは。千葉市こども基本条例検討委員会こどもに関する施策の推進検討部会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より本市のこども施策をはじめといたしまして、市政各般にわたり御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しいところ、遅い時間からの開始にもかかわらず御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、9月に開催いたしました会議に続きまして2回目の会議となります。前回と同様、本日も委員の皆様それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間補佐 それでは、ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。吉永部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉永部会長 すみません、私だけオンラインになってしまいました。今日はいまうまくつながっているのでちょっとだけほっとしました。途中何かありましたら、申し訳ないですが、郡司委員にフォローしていただければと思います。よろしくお願い致します。

それでは、設置目的である(仮称)千葉市こども基本条例に係るこどもに関する施策の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。今回、第2回目の会議ということでございますので、お配りしております資料につきまして、説明させていただきます。

本日、事務局で用意しましたのは、A4縦版の2枚つづりで、前回のこの検討部会での主な意見をまとめたものになっています。これにつきましては、以前、事務局で示しました条例の骨子案の項目ごとに、それぞれ前回の部会でいただきました主な御意見をまとめておりますので、本日の御審議の参考にしていただければと思っております。

また、それとは別に郡司委員から3種類の資料の提供がございましたので、こちらも併せてお配りしてございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉永部会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換を始めます。第1回の会議の内容をまとめた資料があると思います。第1回千葉市こども基本条例検討委員会こどもに関する施策の推進検討部会での主な意見という資料です。市の方針、推進計画、推進状況の確認・検証のところで主な意見が出ていて、既存組織以外に、何らかの専門審議会等が必要なのではないか。審議会では、実際に専門家が一緒にきちんと評価していくことが重要なのではないか。さらに当事者であるこどもの参画が必要である、という意見が出ていました。

本日は、これらの意見をまとめて部会の検討結果としたいと考えていますので、皆様からもう少し意見を頂ければと思います。担当課から、この件について現状の御説明をお願いします。

○宮葉課長 まず、市の方針ですけれども、当初我々のほうでお示しさせていただいた骨子案では、全てのこどもが健やかに成長できる社会参画を図る環境の整備、困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援、子育てに夢や希望を感じられるよう妊娠・出産期から切れ目のない支援、地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成支援というものを掲げさせていただきました。前回の部会でも様々な詳細なところまで踏み込んだ御意見をいただいておりますので、そのあたりも参考にしつつ、今後、条例素案を定めるに当たって参考にしていきたいとは思っておりますが、前回、例えば2ページ目の(4)地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援に関する御発言がございませんでしたので、このあたりもいろいろと御意見をお聞かせいただければと思っております。

また、2の推進計画で、前回もお話しさせていただいたかとは思いますが、千葉市では、今、千葉市こどもプランという、こどもの施策を集約したような計画がございます。それとは別に、「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」というものも別に定めておりますけれども、これにつきましては若干スタートとなる開始年度がずれていた関係で今計画が2つに分かれているような状況ですが、今後につきましては、できるだけ一体化していくような形で考えております。それを踏まえて、今回のこども基本条例を制定後は、こどもの権利の保障に関する項目もこの計画の中に一緒に入れ込んで、千葉市のこども施策に係る総合的な計画という位置づけでつくっていかうと今考えているところでございます。

その計画の進捗状況の確認・検証というところで、条例の骨子案にも示しておりますけれども、こちらも前回御説明させていただきましたが、今現在、千葉市こどもプランの進捗状況というのは、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会ですとか、千葉市子ども・子育て会議、こういったところの既存の附属機関において、その進捗状況等の確認、検証を行っていただいておりますので、こういったことも踏まえまして、今度、こどもの権利に関する部分を追加する予定であるこの計画の進捗状況の管理、確認、検証について、こういった形が望ましいのかというところも御意見をいただいたところではございますので、さらにそのあたりも部会の意見として、本日もいろいろと整理していただけるとありがたいと思っております。

○吉永部会長 ありがとうございます。

それでは、今日、当日資料をたくさん用意してくださった郡司委員から、何か御説明はありますか。

○郡司委員 私からは、今日の議論に関わるであろうと思って前々から読んでいたのですが、皆さんにも共有できればと思って資料をお送りしました。

3つお送りしまして、特に今回の話の中で関わるのは1枚絵になっている、子どもの権利擁護の枠組みということで、これは厚労省で、子どもの権利擁護に関するワーキンググループにおいて2019年、2020年あたりから専門家による議論が行われ、その最終的な取りまとめの資料になっております。特にここで注目したいのは、都道府県や政令市、各基礎自治体において、それぞれこどもの意見表明はどう支援していくのかという話がありましたので、特にこの後ぜひ議論したいと思っているオンブズの話とかコミッショナーのことについても、これを土台にしながら、千

葉市ではどういうふうに具体的に施策にしていくのか、条例にしていくのかという話ができればと思っています。

あとは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（URC）が出している資料で、こちらについては厚労省からの委託で、URCが2019年に出している調査研究報告です。千葉市はインタビューの調査をされている側には入っていなかったようですが、かなり近い内容が盛り込まれていますので、参考にしつつ、議論できればと思っております。

○吉永部会長 ありがとうございます。この報告書は、こども基本法とか、こども家庭庁の前の調査ですね。

○郡司委員 こども家庭庁ができる前に厚労省が、これは多分、児童養護施設の話から始まってきたところなので、全てのこどもというよりも割と特定のこどもの話がメインになっているとは思いますが、全てのこどもについてもこれに近いものが必要かなと思って持ってきた次第です。

○吉永部会長 分かりました。一番分かりやすいのは、多分この1枚物のスライドですが、この話を急にお聞きになったかもしれないので、今日そちらにいらっしゃる笹口委員や山崎委員から何か御質問はございますか。

○山崎委員 千葉市の民間子どもルームと保育園をやっています山崎と申します。よろしく申し上げます。前回欠席してしまったので、少し復習というか教えていただきたいのですけれども、先ほど市の方の4つの項目で伺った（4）の地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援というのは、前回の会議では意見がなかったということですか。分かりました。

その上で、僕が見落としているのかもしれないですが、「家庭の支援者の育成」の対象はどのあたりになりますか。先ほど市にもらった資料の2ページの（4）に、地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援というのがありますが、こちらの対象、育成と支援される方はどなたになりますか。

○吉永部会長 この件に関しては特に意見がなかったのですが、御提案いただいたことに大きな意見がつかなかったということです。

○山崎委員 分かりました。ちょっとこのことにも触れていったほうがいいのかと思ったので、前段で整理させていただきたいと思いました。

○吉永部会長 （4）のところでお気づきのことはありますか。

○山崎委員 うち、子どもルームと保育園をやっているのですが、親御さんのほうで結構困られている方とかは近年多くなって、コロナ禍においてさらに困っている家庭が増えています。地域社会でどなたが支援者になってくれるのかということも非常に問題だなと思っていました。この辺の課題感が私もあるので、共有できたらなと思っていました。

○吉永部会長 市のほうで何かこの件に関して、お答えはありますか。

○宮葉課長 地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援というところですが、一応想定しているのは地域、地縁団体、自治会ですとか、あるいはNPOとかボランティアの方々に、実際にこどもや子育て家庭を支援している団体、あるいは個人の方というのはたくさんいらっしゃいますので、そういった方々を支援していくということと、そういう方々をもっと増やしていくということで、育成の必要性をこの条例の中で盛り込む必要があるのではないかとということで、ここで記載させていただいたというところです。

○吉永部会長 ということですが、山崎委員、よろしいですか。何か付け加えることや、もっと入れたほうが良いということはありませんか。

○山崎委員 現場の感覚で言うと、今いろんな支援施設が増えており、養護施設をはじめさまざまな施設が設立されているので、支援者という存在をちょっと頭に入れていただいた方が良いと思っています。利用者、保育園に通いながら発達支援を受けるお子さんも多いのですが、結構施設はあるものの、どのような支援を受けたらよいかというのを悩まれている方も多いため、その辺の相談事業みたいなのがあったらいいなと思います。ちょっと具体的になりますけれども、そういった方々とも協力体制で、どこに保護者の人たちの迷いがあるのかということも含めて検討いただけたらなと思っています。よろしく願いいたします。

○吉永部会長 子育て支援のほうだと、利用者支援がコーディネーターとして機能する事業としてあり、そこはかなり予算がきちんとしていたりします。それを、こういう地域におけるこどもや子育て家庭の支援者のネットワーク形成の支援や、どこにどういう人たちがいて、どの家庭にはこういう人たちがマッチするといった、そういうコーディネート機能みたいなものを持つ活動団体を地域ごとにつくるとか、イメージとしてはそういう感じですか。

○山崎委員 私の考えでは、まさしくそのような会が開かれたらいいなと。いろんな子育て分野の会が一緒くたに行われて、情報交換が行われるのが一番望ましいだろうなと思っています。

○吉永部会長 そういったものも少し、特に支援が必要な緊急性の高いこどもたちのためのそういう会議体が、要保護児童対策協議会みたいなものがありますよね。そういうのとはまた別に、もう少し予防的にいろいろ関わってあげたほうが良いような子どもや家庭があったときに、支援者とのマッチングをして、予防的な活動を担う人たちのネットワーク化、コーディネートに関する文言が入っていくといいかなという感じですか。

笹口委員、いかがですか。

○笹口委員 笹口です。どうぞよろしく願いいたします。今日頂いた資料について、前回の検討部会での主な意見ということでまとめていただいたというのはよく分かるんですけども、これを基に、市として、例えばこの間提示していただいたものをどうそれに反映させたとか、そういう資料はないんですか。これだと前回のおさらいはできますが、今日何を議論するんだろうと思ってしまったというのが1つあります。

それから、前回、私も初めて出たものですからあまり細かいことがよく分からなかったこともありますが、1ページの(2)困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援で、これはたしか郡司委員だと思わすけれども、「困難な状況に置かれた若者」というのはネガティブな表現で違和感を覚える、もっと前向きな表現に見直すべきではないかという御意見があったと思わすけれども、よくよく考えてみて、私個人的には、困難な状況に置かれた若者というのは割と出てくる言い方だと思わす。ネガティブには違いないかなと思いますが、この部会はこどもに関する施策の推進検討部会ということで、施策という意味で考えれば、やはり困難な状況に置かれた、例えば今ヤングケアラーとか虐待を受けているこどもとか、それから、いじめ、不登校、貧困家庭とか、いっぱい問題があるんですね。そうしたなかなか自分の力では解決し得ない問題を抱えているこどもというのは、やはり一時的に行政の施策の対象にするというのは、ある意味当然ではないかと思っています。この表現を前向きにということであると、その辺が逆に弱まって

しまうのではないかと。

困難な状況に置かれたというのが一番よい表現だということはともかくとして、やはり施策、千葉市として限られた資源をどこにどういうふうに投下するのかということを考えてときに、こどもはたくさんいますけれども、ちょっとこういう言い方は、幸せなこどももいれば、そうでない状況に置かれたこどももいる。みんなが、全てのこどもが健やかに成長でき社会参画を図れるというのを市の方針の理念とするのであれば、むしろそうした困難な状況に置かれたこどもたちへの施策というのを前面に出していくべきではないかなというふうに私は思ったんです。そのあたりについて皆さんはどうお考えになりますか。

○宮本委員長 これは私が言ったんでしょうか。郡司委員は覚えていますか。

○笹口委員 ちょっとその辺は不確かで、どなたかはよく分かりません。ですから、理念というところでは、みんなが幸せになるというのは当然だし、よく分かりますが、この部会の目的であるこどもの施策の推進体制ということになると、やはり全てのこどもを対象とするんじゃないで、そういう状況に置かれたこどもを対象にする、それでやっとなんか全てのこどもがだんだんいい方向に向かっていくんじゃないか。いわゆる幸せな御家庭にいるこどもというのはそんなに、こう言う語弊がありますけれども、施策の対象にはあまりならないと思って、施策としてはそういうところに重点を置くというふうに表現したほうがいいんじゃないかと、私は思いました。

○吉永部会長 この文章を数行先まで読んでいただくと、困難な状況にある若者の自立に向けた支援ももちろんあり、それにプラスして、前向きに何かやりたい人たちがやれるような場の設定とか、多様な生き方をこどもたちが選択できるように、さまざまな若者の姿が見えるような条文とするのがよいのではないかと思います。若者に関する部分が少なく、また若者に関して、困難な状況に置かれた若者に関する条文しかなかったのもう少しいろんな若者がいるから、困難なこどものことはもちろん言及し、さらに、困難から脱したら元気になってくるわけだから、そうやってきたときにその人たちが活躍できたり、あるいは希望の光とかそういうふうになったりしたいと思う感じのものも載せていったほうがいいという意味もあると思います。これを見る限りちょっとそういう感じの議論があったんじゃないかなと思います。宮本委員長いかがですか。

○宮本委員長 私、半分言ったような記憶があって、あのときの意味は、こども基本法は、こども・若者だよという議論の中で、若者を足すときの説明のつけ方というのが、こども期の積み残しの状態で若者期を迎えた困難な若者に対しては、こども基本法の意味も対象にするというような論調があることが妥当であるのかということで、私が多分言ったんだと思うんですけども、こども期に解決できないまま若者期に至ったその状況の方に対してのこども・若者施策は当然そうなんだけれども、それと同時にこども期とは異なる若者期特有の課題があって、それは要するに実社会に飛び立っていくという課題が若者期の特有の課題であるけれども、そのことが困難な状況にある、積み残されたという言い方は悪いですけども、そのこどもだけではないんじゃないかということで、もう少し一貫性を持って、若者期の巣立ちの難しさという現代的な課題に対してこのこども基本法は対応すべきでないかという意味で言ったんだと思いました。

多様な生き方を社会が認めるという、これも要するに、巣立ちというときに今多様な生き方を求めているし、実際に多様化しなければ生きていけないような状況があるので、そのことを前提

にしての若者支援です。そういうニュアンスも入れたほうがいいと、積み残し問題だけではないんじゃないかということ言ったと思うんです。

○吉永部会長 そうでした。

○宮葉課長 先ほどの笹口委員からの1点目の御質問です。この資料の整理の関係についてですが、この部会につきましては、委員の皆様方が骨子のそれぞれの章といいますか、テーマに沿って活発な意見交換をしていただくというのが主な目的になっております。前回の部会での主な意見をここに列記してございますけれども、これを踏まえつつ、この部会としての意見を整理といいますか、取りまとめていただきたいと思います。

先ほどもいろいろありましたが、中にはちょっと相反するような御意見とかもあつたりする場合には、またお話しただいて、部会としての意見を整理、取りまとめていただきまして、1月に開催する予定の全体会議、こども基本条例検討委員会の中で、それぞれの部会で整理した意見等を報告していただくことを考えております。各部会からの報告を受けまして、全体会議、検討委員会としての意見を取りまとめていただきます。

それを基に事務局のほうで骨子案をもうちょっと肉づけした形で条例素案というものを作成いたしましたして、それをまた皆様に提示して御審議いただくという形を考えておりますので、まずその前段として、部会での意見を整理していただくために、前回の会議での意見をこのような形でお示ししている状況でございます。

○吉永部会長 ありがとうございます。笹口委員、よろしいですか。最初に質問して下さった今日の目的はということです。

○笹口委員 ありがとうございます。一つ文章を作り上げるんじゃないかと、自由な意見を闘わせるというような趣旨だということで、私がよく理解していなかったというのものもあるかもしれませんが、それは分かりました。

○吉永部会長 それでは、引き続きいろいろな意見を出していきたいと思えます。

こども企画課長に質問です。郡司委員が用意してくれたスライドがございますね。オンブズマンとか、コミッショナーが載っているものですが、オンブズのところは我々の部会じゃなくて、別の部会が担当していると思いますが、いかがですか。

○宮葉課長 オンブズに近いものとして、骨子のほうで一応入れさせていただいているのが、第2章のこどもの権利の保障の中、ここで言うと、7ページの上のほうに、こどもの権利の侵害に関する救済という項目がありまして、相談機関の設置、救済措置と記載しておりますけれども、その2つ目の救済措置の中で、実際に子どもから権利侵害があったときの相談、あるいは申立てがあったときにどのような救済を行うかというところについて、一つの例として、オンブズパーソンというようなものが例えば川崎市では設置されているといったことがございますので、その意味でいいかと、部会長がおっしゃるように、今、救済措置の中で、そちらの部会で検討もされているところでございます。

○吉永部会長 しかし、このコミッショナーのほうは、恐らくこの施策をどう推進していくという私たちの部会のほうで検討したほうがいいのかと思っています。新たなものをつくらなくても、既存の機関でも構わないですけれども、横断的にこどもの新しい権利条例に基づく様々な事柄を、市の部局横断的に取りまとめながら、必要なことをさっさとやっていくためのコミッショナー機

能みたいなものを持つことがとても重要であるということ、条文としては入れたほうがいいのではないかと思います。新たな機関をつくることは非常に難しいという説明を以前受けたので、例えば既存の何かにそういった機能を担っていってもらおうとか、そこから、将来、いろいろもつと必要性が生じたら新たなそういう人を設けるでもいいんですけども、ぜひそのあたりのところを施策に関する条文の中に入れられたらいいなと感じています。

ほかの方はどう思いますか。

○郡司委員 私もコミッショナーは必要だなと思いますし、今日も午前中に、こども家庭庁のほうでも第10回の基本政策部会があったそうですが、そこでは入っていませんでしたね。

今日の取りまとめではなかったのですが、私がお渡ししている国のコミッショナーのほうは、まだちょっと実現が難しそうですが、千葉市という基礎自治体のできるのであれば、こんなにうれしいことはないなと私自身は感じているところです。

これを条文に入れるというのは簡単で、きっとこれに予算をつけるというほうがむしろ難しいのかなと思っています。なので、その根拠となるものとして条文の中にコミッショナーの設置について書ければなど。私は賛成です。

○吉永部会長 この図だと、私がイメージしているコミッショナーと少し……。

○郡司委員 ちょっと違いますよね。厚労省が出しているものとはちょっと違いますよね。

○吉永部会長 ドイツとかあのあたりでコミッショナーという役割の人がいて、予算の権限を持っていて、横断的にいろんなことをやる役割を担える、人じゃなくても部署でも構わないし、例えば副市長とかがそうなってもいいし、あるいは、今実際に千葉市でそういった横断的に関わられるような部署があるのなら、その人たちにこどもに関することの機能を持ってもらってもいいんですけども、そういう何かできるやり方で構わないんですけども、子ども代理人統括官のような立場の人を置けたらいいと思います。こども企画課長はいかがですか。

○宮葉課長 庁内横断的な取組が必要になってくるというのは、おっしゃるとおりだと思っております。今現在も、庁内のこども施策、こどもに関する事業を扱っている所管が集まって、庁内連絡会議というものを設けておまして、そこで様々、この条例検討委員会のこともそうですけれども、こども施策に関わることについて情報共有を図ったりしております。ただ、今現在はその組織でいいますと、座長がこども未来部長という部長職になっておりますので、なかなかその権限はそれほど強くないといえますか、そういう状況になっておりますので、一つの可能性としては、先ほど部会長おっしゃられたように、もっと上位の方が就くような、もっと全庁的に強い権限を持つような、そういう形も可能性の一つとして検討できるのかなと思いました。

○吉永部会長 実現するかは未知ですが、ぜひ提案としては言っておきたいと思います。そうすると、いろんな突破口になって、部署が違うとなかなか実現できないみたいなことが、その人が、あるいはその部署が声をかけてみんなを集めて会議して、予算をどうつけていくみたいな話がもう少しやりやすくなっていくかもしれないので、ぜひそういうのを入れ込んでいったらどうかと思いました。

例えばさっき宮本委員長がおっしゃっていた、若者本来の難しい時期の乗り越え方みたいなことを考えるのに、こども未来部局だけじゃなくて、もっといろんな部局が、教育だけじゃないし、福祉だけじゃないし、もっといろんな人たちがその問題について一緒に考えて、一緒のプロジェクト

クトをやっていくみたいな、そういうことがやれるようになるともっと実利が上がっていくと思うんですね。なので、例えば商業とかそういう部門を管轄するような部署の人たちも加わって、新しい仕事づくりとか、そういう発想で何かできたりとか、これは一つの可能性の例ですが、例えばそういうこともあり得たりするかなと思うので、ぜひ。居場所づくりだって、こども部局だけじゃできないから、いろいろな公共的な施設を管轄している部署も一緒に入ってくれたらと思って、ぜひそういうのも入れていけたらと思います。言って入れられるかは分からないけれども、提案としてぜひ入れられたらなと思います。

○宮本委員長 前回の専門部会、こどもの権利の保障でしたか、その部会の中で出てきたのが、今、部会長がおっしゃっているコミッショナーという意味とは違い、日弁連が出しているこどものコミッショナー制度ですか、いろいろな自治体のコミッショナー、名称はいろいろ違いますが、それを参考にしながら議論していたときは、各自治体で既にもうあるところが数十くらいあるんですけども、第三者機関で解決の難しい、つまり権利擁護問題ですね。それを裁くところが必要ではないかというような意見が出ておりました。例えばいじめの問題で、学校で解決はできないと親とかあるいはこどもが考えたときに、学校ではなく、オンブズパーソンなのか、コミッショナーなのか、第三者機関に持ち込むと。そこから、解決に向けてその機関が動き出すというようなイメージで議論して行って、そういうものは千葉市でも必要だという話でした。

今の部会長がおっしゃるコミッショナーはまた別ですよ。別途必要だというお話かと思いますが、この図でいうと、そのコミッショナーというのは権利擁護機関なので、ここまで限定した要望で、先ほどおっしゃっているイメージを果たす機関ということが妥当かどうかというのは、ちょっとどうなんでしょうか。

○吉永部会長 今おっしゃったのは、多分、人権コミッショナーというものだと思います。こどもコミッショナーという、行政的に非常に権限のある立場の人のことで、今のいろいろこどもの権利とか、こども家庭庁の話の中で出てきているのは、人権コミッショナーのほうではないかと思うんです。私が聞いていたコミッショナーというのは、予算の権限を持ってこどもたちのためにいろんな施策を中心になって進めていける役割の人のイメージです。ちょっとどこの国の人かは忘れてしまったのですが。

○郡司委員 アイランドやスコットランドでしょうか？

○吉永部会長 イギリスではないかと思います。

○宮本委員長 前、イギリスでやっていたよね。チルドレンズトラストじゃなくて、何でしたか。こども関係のお金を全部集めてそこで決めるというような、部局を横断する制度をつくってやったことありましたけれども。

○吉永部会長 そうです。ドイツのミュンヘン市の事例があります。人権コミッショナーとはちょっと違う役割になりますよね。

ごめんなさい。あまり不確かな知識で皆さんを混乱させてもいけないので、コミッショナーという名前は使わなくても構わないのですが、横断的にこどもに関する施策を推進していけるような部署なり、そういう役割の人なりをつくるということの提案です。オンブズとか人権コミッショナーのほうは別の部会がやっていると思うので、我々のほうは施策の推進に関係するところを担当しているので、そういう役割の人なり機関なりというのがあっていいのではないかという提

案をしたいなと思いました。

○郡司委員 オンブズとコミッショナーの定義が難しいので、その言葉を使わずにしゃべるようにします。

私は、相談をしに行ける人がほしいというのが、ものすごく簡単な意見です。というのも、この人に電話をすれば、ここの相談窓口に行けば自分の困り事を聞いてくれる誰かが、自分の困り事を相談しに行ける場所とか人がいることがいいなと思っていて、そういう意味で、私がお渡ししたパワーポイントだと、意見表明支援の機関とか、支援員、相談員、スーパーバイザーという言葉になるのかなと思っています。

私は、よく世田谷区の「せたホッと」を事例にしてしゃべるんですけども、世田谷区にあるこういった権利擁護の機関「せたホッと」では、こういった困り事を相談しに行ける人が常駐されているようで、四、五名くらいいらっしゃるからお聞きしているんですが、こどもたちは、電話もできない子もいるので、往復はがきなんかの手段でも依頼、相談もできるようになっているそうです。こういった機関、あるいは人が千葉市にいてくれたらなと思っているところです。実際にあるのでしょうか。

福祉まるごと相談窓口が最近オープンしたと聞いているんですが、私はあれがどういった役割を持っているのかいまいまいち分かっていないので、もし千葉市の皆さんで御存じの方がいらっしゃれば、これに近いものを御担当されている部署があるのか、御存じであれば教えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○宮葉課長 今のは福祉まるごとサポートセンターというものだと思うんですけども、この10月に開設したと思います。これまでも分野ごとにいろんな相談機関がたくさんあるのですが、相談機関の守備範囲といいますか、やっぱり専門的などところで限られてしまうというところで、どうしても隙間に埋もれてしまうような相談もある、あるいは複数の課題を抱えているということで、幾つもの相談機関が対応しなければいけない状況が多々あったということを解消するために、取りあえず、相談については福祉まるごとサポートセンターで受けられるようにすると。なおかつ、既存の相談機関も併存しつつ、既存のもので対応できるものは従来どおりそこで対応する、そこで対応できないものは、福祉まるごとサポートセンターで対応して、必要な支援機関と共同で解決に導くような感じという目的で設置された形でございます。

○郡司委員 ありがとうございます。これはこどもに関することも含めているということで合っていますか。

○宮葉課長 そうですね。福祉に関する全ての相談を受けるものです。

○郡司委員 例えばいじめられていてとか、不登校でとか、そういった悩み事も、ここに話していただけるということですか。

○宮葉課長 一旦受けることは受けます。ただ、そこで専門的な相談機関につないだほうがいいといえ、そこと一緒になって連携しながら相談に応じていくという形になると思います。

○吉永部会長 ごめんなさい。何度も言うようですが、それは権利擁護の話じゃないですか。救済のオンブズに関わる相談窓口みたいな、郡司委員が言っているのはそのような気がするのですが。

○宮葉課長 第2章のこどもの権利の保障の中の救済措置ですとか相談機関、こういうところで別の部会で議論していただいております。

○吉永部会長　そういうものを我々の部会もぜひつくったほうがいいと話題に出たということの整理でいいですか。

「せたホッと」は、最近になってようやく相談件数が100件弱になってきているみたいですが、決して活発に活動できているとは、ちょっと思えないです。でも、そういうところがあるということが大事ですよ。

ほかに何か、特に施策の推進のために必要だと思われる事柄、何かお気づきの方はいますか。青少年育成委員会の笹口委員はいかがですか。

○笹口委員　今、ぱっと青少年育成委員会のほうで何、というのは思い浮かばないのですが、あるべきイメージのこの表についてちょっと気になる形があって、それでもいいですか。

皆さん、オンブズパーソンとか、コミッショナーという、表の下のほうを気にしていらっしゃるのですが、こどもが真ん中において、児童相談所とか、児童福祉施設とか、里親などという、これは例示なのかも分からないですけれども、例えばここに入っているこどもは、親御さんがいなかったりとか、それから親御さんがいても虐待親だったりとかということで、いじめの家庭。家族の場合は結構親が頑張っているというのがあると思うんですけれども、ここにいるこどもというのは割と孤独な存在のような気がして、そうすると、例えば左に意見表明とか、意見聴取とか、あるいは意見表明支援と書いてあるんですけれども、実際にこどもがそこにつながるというのは、とてもハードルが高いんじゃないかと私は思ったんです。

だから、まずこれが機能するとすれば、一人悶々と悩んでいるこどもが、しかも、児相に一時保護されたりとか、児童養護施設にいたりとか、里親は里親でいて、どういうふうに本当にこどもさんがこの枠組みに乗られるのかということが、とてもハードルが高い気がして。だから、まず考えるべきは、本当に何か問題を抱えているこどもが、どうしたら外部に相談できるシステムを築くかということが最大のポイントなんじゃないかなと私は思います。

その先のオンブズとかコミッショナーというのは、それは制度があればやれるでしょう。右の意見表明支援の機関、スーパーバイザー、あるいは意見表明支援員さんという人が、どれくらい全国に、どのくらいこどもの声を、実際にどう聴取するのかということが疑問です。なかなか名案が浮かばないのですが、これが本当にうまく機能するといいなと思いました。

○宮本委員長　今の笹口委員の御発言を受けてなんですけれども、児童養護の問題に私はずっと関わっていて、このこどもの権利が出てきてから、その世界で、心ある人たちの中でどういう意見が出ているかということですが、社会的養護の分野って、こどもの意見を聞くとか、情報を与えとか、それから、その子たちが自分の意見を言うための、最近は意思形成支援と言っていて、意見表明の前に意思形成支援がないと意見は言えないということですが、それが全くなかった世界だって言われているわけです。

それで、一時保護所も全く同じで、いきなり問題のある家庭からこどもはある意味で強制的に引き離されて一時保護所へ入るわけですよ。一時保護所へ入って、ここはどういうところで、ここでどのくらい過ごせば、どういう状況になったら次の段階へ行くかというようなことについて一切説明がない。これが今までの世界だったということです。こどもの権利の問題からするとゆゆしい自体がずっとあったということです。だから、児童養護施設の在り方も変えていかなければいけないということで、意識のある児童養護施設は、こどもが入所してきたときに、きちん

とこどもに物事を説明すると。それで、それに対して何か分からないことはもちろんだけれども、何か反論があればそれも全部言ってもらい、その後も言いたいときにはいつでも言うようにしてというようなことを今実践しようとしているのですが、日本全体がそうなっていかないと、こういう子たちの救済ができないということですね。

だから、こども権利の条例をつくるときは、本当の意味で、権利擁護が必要な子たちをはっきりと定めた上で具体的に出していかないと、一般論で終わってしまうのではないかという感じがしております。だから、その子たちがいきなり、オンブズパーソンなどができても、そこへ飛び込むなんて絶対できないですよ。できないときに、誰がその間に立つかというあたりのところまで設計しなければいけないだろうと思います。

ついでにもう1個、2ページの(4)、今回は発言がなかったというところに関して、地域におけるこどもや子育て家庭の支援者と書いてあるのですが、こども支援者と子育て家庭支援者は、ちょっと分けて、一つ一つ具体的に言う必要があると思います。こども支援が必要というのは、今こういう議論の中では出てきやすいのですが、家庭支援はなかなか出てこないんですよ。それで、例えばこれもさっきの養護施設のいろいろな集まりの中で話されることですが、今みたいに虐待の通報があって、その子を保護するために親から引き離して収容施設に入るという、これを繰り返していったら施設は満杯になり、結局のところ、一時は保護されるけれども、その後は同じことになってしまうというか、傷ついたままで社会に出ていくという状態になってしまうということで、発想を変えなきゃいけない。

なぜかという、こどもが養護施設に入る前の家庭の状態ですよ。その家庭の状態を見据えた支援が必要ではないか。虐待が非常に多いと言われるけれども、養護施設の話では8割方はネグレクトだと言うわけです。虐待じゃなくてネグレクト。親たちは生きるのに必死でこどものことなんて構ってられない状態、そして放置されるんですね。この親を責め立ててこどもを保護したらきりがないということなので、そういう意味では、家庭の支援は非常に重要になっているという感じがします。一般的な家庭支援ではなくて、やっぱり救済が必要な親と子の支援、これこどもの権利の中に入るんだと思うんです。それを入れたいなと思っています。

○吉永部会長 ぜひそれを入れていけたらと思います。(4)のところは、先ほど山崎委員の御意見もありましたから、前回出なかったところが、今日、少し意見が出たということで書き加えていければと思います。

この部会の記録は取っていただいていますか。

○宮葉課長 議事録も作成しておりますし、その前に、今回のように主な意見を踏まえて、部会としての整理した意見案をまた作成いたしまして、委員の皆様方に御確認いただいた上で、来年1月のこども基本条例検討委員会で部会としての意見を御報告いただくというふうに進めていきたいと思っています。

○吉永部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますか。

○宮本委員長 御意見がなければ、もう一つ言わせていただきたいことがあって、(4)のさつき郡司委員が発言された予防的などところにかぶせるようですが、これも実はすごくなるほどと思った話があって、やっぱり世田谷で20年前から、養護施設には入らなかったけれども非常にリスク

のある家庭、親子とみなされている家庭に対して、家事支援というのがあって、定期的にその家庭に行って、家事を支援したり、子育てをサポートしたり、そういう事業をやっている、千葉県はどうかよく分からないのですが、東京都でいうと、いくつかの地方自治体がやってきます。ですが、世田谷で20年間ずっとやってきた団体の方に言わせると、家事支援サービスはとっても重要だと。それは親を助けるというよりも、親が非常に厳しい、母子家庭が多いと言うのですが、それこそ子どもどころじゃない状態で生活をしていて、子どもが放置されるか虐待されているわけです。

大体、乳幼児時期をターゲットにしている、そこへ定期的に同じ人が通っていくと、子どもがだんだんその傷が治っていくというわけです。その代わりに、その傷が治るのは3年ぐらいかかるというわけです。ところが、去年、その方たちが、東京都内のその事業をやってきた自治体の調査をやったら、大抵は長くて1年で終わっていると、短い自治体は3か月で引き上げている。だから効果が上がらないというわけです。それで、自治体の職員はああいう事業がそんなに効果があるというか、意味のあることだと認識していないというわけです。

今度、子ども家庭庁が訪問家事支援をやると言っていますが、あれはものすごく一般的な家事支援で、数か月行って、それも週何回か行くくらいで、本当に一番厳しくてリスクが高く、放っておけば子どもはやがては養護施設に入るか何かして、大人になっても傷が癒えない子どもたちができていくわけです。そのところが、多分今のままだとおざなりになるのではないかと懸念しています。ですから、ここの(4)のところで、単なる相談はあまり意味がないと言われていて、もっと生活を直接支援しながら、例えば親との間とか、子どもとの間に信頼関係をつくっていくというプロセスがなければできない、育成支援にならないということで、そのあたりよく見据えて条例をつくらないと、本当にきれいな文章で終わってしまうのではないかと懸念しています。

○吉永部会長　でも、全てを新しく作り出すことが難しいので、今、千葉市が持っているものとかやっているものをよく把握して、それがもう少しパワーアップするみたいな、そういうイメージのものもあっていいですね。新しいものをたくさんつくっていくのも結構大変なので、その辺を市の方にもいろいろと教えていただいて、今、宮本委員長がおっしゃったようなことは、千葉市には、今はないかもしれないけれども、少しパワーアップしたらここがやれそうだとか、こういうやり方だったりできそうだとかはありますか。そしたら、もう少し具体的に条文に入れられるなと思いました。

○宮葉課長　子育て家庭の家事支援、育児支援というところでは、乳幼児がいる御家庭を対象に、例えばエンゼルヘルパーを派遣する事業や、ファミリーサポートセンターとあって、ボランティア市民が相互に助け合うような制度がありますが、宮本委員長がおっしゃったような課題を抱えた御家庭に入っていく訪問支援員みたいなものも、昨今はヤングケアラーとか、様々そういうところで子ども・若者が家事を請け負うことによって、本来過ごせるような生活ができていないということもありますので、そのあたりの視点から、ヤングケアラーとか課題を抱えた家庭への支援ということで訪問支援員、家事支援とか、育児支援を行う訪問支援員の事業についても検討しているところではございます。

○八斗課長　教育委員会にも、実は家庭教育支援チームというものがあります。ただ、ちょっと私

は正確に言えないのですが、千葉市では、まだ2チーム程度しかないというところで、メンバーは子育てサポーターだとか、臨床心理士、保育士、民生委員、そして主任児童委員等がチームを組んでいろいろな家庭支援の活動をしています。例えば就学児健診のときにいろいろな話をしたり、また、中学校の入学説明会のときに、その学校に集まる親に対して子育てについての話をするなどです。また、日常的には、相談活動として井戸端会議に来ると、いろいろな子育てについての相談や話をするというようなことを、地域のネットワークづくりを含めて行う、家庭教育支援チームというものがございます。

○吉永部会長 すごい。それは初めて知りました。千葉市だけですか、そういうのがあるのは。

○八斗課長 これは文部科学省が進めている事業の一環でございます。千葉市には、小中台中学校区に「こもんず」という団体がありまして、かなり活発に活動しているところでございます。

一方、なかなか広がらないという課題もあります。先ほど申し上げた団体の方たちも、だんだんと高齢化してきているということで、次の世代に引き継ぐというような難しさはあると認識しております。

○吉永部会長 それをやっているのは民間ですか、公的な方々でしょうか。

○八斗課長 その活動を教育委員会がサポートしています。集まっている方は、先ほど言ったように、保育士だとか、民生委員だとか、主任児童委員というような方たちが集まってチームを組んでいます。

○山崎委員 先ほどのサポートチームのことですけれども、そちらは民間のほうも皆さん参加させてもらっています。例えば若葉区なら若葉区の民生委員さんとか、保育園とか、保健師さんも含めてお話をしていく。難しい御家庭の話をするので、どういうふうに支援していこうかとか、御家庭はこういう状況ですということ共有していく。クローズな場ですが、あとは子どもたちの発達の状態とかを確認し合っています。

それで、必要な支援に関しては、今まで相談があった区の人たちと相談しながら、今後、このご家庭は保育園をもう卒園してしまうので、今後どうやって見ていきたいと思いますかという話も含めてやったりするので、その辺は、地域ごとにコミュニケーションを図っているような感じがします。ただ、やっぱり支援の限界があって、御家庭に踏み込めなかったりもするので、なかなか保育園に来てくれないとか、散歩をしてきていたら声をかけられたのにねとか、結構、御家庭が、ネグレクトの家庭とか、引き籠っている家庭の支援というのはやっぱり難しく、その辺の声をけみたいなのはいつも課題に上がるので、近くにいる保育士とか民生委員さん、なるべく近くにいる人たちが、もうちょっと踏み込めるような状況になればいいなといつも願っているところです。

○吉永部会長 なるほど分かりました。要保護児童対策協議会の家庭版みたいなものですね。地域で課題のある家庭のことをみんなで共有すると。

○山崎委員 そうです。要対協のほうもちろんその話はいきませんが、その手前の、例えば児相とかに1回相談しちゃうとすぐ隔離が入ってしまうので、児相に、例えば身体に影響を及ぼすような危害をお父さんがお子さんに加えちゃったと言ったら、多分、その度合いによってなんですけれども、例えば口を押さえちゃったかもねとか、首を押さえちゃったかもねと言ったら、それだけで一時保護に二、三日行ってしまうということで、現場のほうとしては子どもたちとの関係を

崩してしまうので、非常にセンシティブな問題なのですが、とにかく行きますということで行ってしまうので、その前の家庭支援というところで実は相談窓口が要対協になって、そこでも話をするのですが、実際なかなかその御家庭へのアプローチというのは非常に難しいです。

その辺はやっぱり近く、日々関わっている保育士とか支援員が、お父さん、お母さんとかとコミュニケーションを交わす量とかを増やせるような、現場から少し離れて、ノンコンタクトタイムみたいなものを設けてもらって、家庭支援に入っていくということは、とても現実的なのかなとは思っていますが、なかなかこれは予算上の問題で難しいと思っております。

○吉永部会長 沖縄がそういうのを施策にして事業化してやっていますよね。居場所で、身近な場所で家庭の相談支援をして、それがすごく効果を上げているというのが、エビデンスも出ていて、子どもたちが登校できる日数も増えているし、宿題を忘れなくなっていて、いろんな効果ははっきり出ています。家庭のほうではお母さんたちが子どもに当たる回数が減っているといったエビデンスに関する資料がありました。沖縄はもともとすごく子どもたちが厳しい状況にあるので、どうしてもそういうものが必要になったから入れたのだらうと思います。今、山崎委員が説明してくださったような、かなり手前のところで、地域でもっと家庭に関わって、もっとひどくなってしまうものをぜひそこで食い止めるイメージのものも先ほどちょっとお話が出ていた(4)のつながりですかね、そのあたりに、今日は意見が出たので、ぜひうまく入れられるといいですね。予防的に関わるというか、一歩手前で、より深刻化するのを防いでいくみたいな、そういう機能を有する連携ネットワークみたいなものを地域ごとにつくるようなイメージですね。

○山崎委員 ぜひそれをやっていただきたいのですが、もう一つ、私たちが現場にいると、意外とひきこもりそうだなとか、不登校になりそうだなというお子さんについては分かります。見ていて、日々話をしていると、子どもたち同士の関係がちぐはぐになりそうだなという状況とか、この子の意見になかなかそぐわないし、遊びのグループで、強い子たちの話をなかなか聞き入れなくなったなとかということになって、子どもたち同士の関係が崩れてくると、どうやら学校でもやっぱり崩れているなということもあり得るので、学校とか、子どもルーム、保育園もそうですが、定期的に変わるような、フレキシブルに行ける場所というのが、児童館じゃないですけども、そういったところもあると、子どもたちは自分たちで選択できる、そういったフレキシブルに行ける場所というのが1つ何かあればいいなと思っております。保育園に関しては、また別個になるかと思いますが、その後、この子どもという範囲が30歳の中でも、やっぱりいろんなところに行けるという、ここの居心地がいいという居場所支援みたいなのところにもつながっていくのではないかと思います。

○吉永部会長 部会として、たしか居場所もありましたよね。

○宮葉課長 居場所そのものをテーマにしたようなものはないです。

○吉永部会長 そうですか。そうしたら、ぜひ居場所に関しては、家庭支援にもつながるし、子ども支援でもあるので、しかも、千葉市は居場所ですごく有名だから、ぜひ条例にも入れていただけらいいですね。そうすると、予算も増えるから居場所の皆さんがほっとできるかもしれないですね。

○宮本委員長 今日、ちょうど午後1時から、子ども家庭庁の局長のところに、高校の校内カフェの件で陳情に行ってきました。なぜかと言うと、私はずっと横浜の課題が非常に多い高校の校内

居場所カフェというのに関わったり、学校の評議員をやったりしていて、今それがようやく10年たって、今年から国の施策になってきました。それで、居場所事業も委員会が今日で最終回になって、間もなくまとめが出るということで、居場所事業をこども・若者まで国の事業としてやるということになったみたいですが、実際にやるのは自治体だから、自治体がどうやるかということになります。予防と居場所に関していうと、今小さいこどもの話が出ていましたけれども、高校生ぐらいになると、今までの乳幼児からの問題が全部ある学校に集中するわけです。

その課題集中校の生徒たちを、学校の先生方だけでは何ともしようのないところがあるということで、徐々に学校を開いて地域の民間各団体と関わるようになって、それで幾つかの学校が週のある時間を取ってカフェを開くようになって、民間企業が入っていて、カフェを開いている時間は飲み物もお菓子もあったり、場合によっては食べ物もあったりして、何をしてもいいという場所になっていて、その場所が生徒たちの悩みを聞き、相談に乗り、家庭の事情を知ってというもう最高の場所になっているわけです。つなぐ場所というのがとても難しい中で、そのカフェがつなぐ場所になっているという話で、つなぐところから地域のいろいろなところに10年かけて実際にもつなげるようになったんです。

千葉県にこの間聞いたら10校がそれをスタートするというのですが、予算がついてやるというだけでは、多分そんなに最初は期待できないと思っています。本当に生徒ときちんと結べるようになるためには、支援者側がよほど力をつけないとできないと思いますが、でも、とにかくスタートしたということは大変いいことだろうと思っています。居場所事業、それから予防的な支援みたいなのは、早ければ早いほどいいけれども、遅いから駄目というわけでもなくというか、やらざるを得ないから、とにかく高校生だろうが、その後だろうがやるということですね。これも権利擁護のための重要なことではないかと思っています。

○吉永部会長 それは神奈川県立田名高校ですか。

○宮本委員長 県立田名高校と、もう一つ横浜のほうは。

○吉永部会長 田名高校は、パノラマというNPOさんがやっていますね。

○宮本委員長 そうです。パノラマと一緒に陳情に行きました。全国ネットワークをつくろうとしています。

○吉永部会長 全国ネットワークをつくろうとしていますね。それに関わって、世田谷区の青少年交流センターが、すぐそばの学校に出前カフェみたいに通うようになっていて、やっぱりその人たちも力があるんですけども、学校さんが非常に生徒のことをすごくよく考えている学校で、やっぱり学校の姿勢というのもすごく大事だなと思っています。田名高校なんかは商店街の人たちが、バイターンといって、アルバイトのインターンみたいなのをやらせてくれたり、そういう意味で、すごく地域ぐるみで課題のあるこどもたちを支えていて、大変すばらしいなと思いますし、そういうのがいっぱい千葉市内にもできるとうれいすね。教育委員会の方が今いらしてくださっているから、ぜひ協力していろいろやれたらいいなと思うところです。

○宮葉課長 先ほどの居場所の関係で、骨子案の中でも触れておりましたので訂正いたします。骨子案の6ページです。こどもの権利の保障の中の地域における権利の保障というところで、身近な居場所づくりというのを記載しております。本市でいいますと、どこでもこどもカフェですとか、プレーパークなどもございますので、やはり家庭でも学校でもない第3の居場所というところ

ろで、地域においてこどもの身近な居場所づくりが必要ではないかというところで、ここに記載させていただきます。

○吉永部会長 本当にどこでもこどもカフェは千葉市の特色ある施策なので、ぜひ条例の中でもまた後押しして、施策の推進のほうでもちょっと言及したりして、あと先ほど山崎委員が教えてくださったようなチームで、といった言葉も少し入れていったりするといいのかなと思いました。

いろいろ意見が出てきましたが、ほかに何かございますか。

○郡司委員 今の居場所の話や、校内カフェに関する事で、こういう話をすると中高生の話は出ますが、大学生がいつも話に出てこなくて、ぜひ大学にも、大学生のことも入れていただけないかなと思っています。というのも、大学生の半分ぐらいはきっと一人暮らしをしていて、住民票を移していない子たちなので、どうしても自治体につながっているという感覚がないです。なので、そういった意味でも、地域に根づくといった意味で、居場所カフェなのか、あるいは自治体のイベントに参加するだとか、そういったところで、ぜひ地域と若者、大学生のつながりについても言及できればかなと思っていますところ。

○吉永部会長 それはぜひ入れたいですね。

○郡司委員 千葉市は大学がものすごくある自治体だと私は思っています。

○吉永部会長 確かに。

○郡司委員 そういった意味でも、私立、国公立関係なく、私の周りだと、千葉に住んでいると、もともと千葉に住んでいて実家から通っている子は4割くらい、千葉大学だと、一人暮らしをしている子が5、6割ぐらいいるので、その子たちの半分くらいは住民票を移していないんですよ。なので、選挙にも行かないし、地域とのつながりがあるのは大体ごみ捨てぐらいです。本当にごみ捨てぐらいしか多分関わってなくて、千葉市に住んでいるのに千葉市の住民ではない感じがどうしてもあって、学びに来るためだけにそこにただ4年間住み着いているというだけで、すごく勿体ないなと思うので、ぜひつながりをつくれたらかなと思っていますところ。

○吉永部会長 本当ですね。大学生はいわば地域の宝ですからね。地域の方は大学生といろんなことやりたいってすごく思っているんで、大学生のほうも安心してつながれるならやりたいと思うと思うので、そういうのはぜひ施策の推進に、大学生は参加する人にもなれるし、担い手にもなれますよね。いろいろ専門性を獲得している途中なので、きっとすごく役に立ってくれるのではないかなと思うし、実践の場で学ぶというその子たちの勉強にもなりますね。そういう地域の資源として大学生にもぜひ参加していってもらって、大学生だけじゃなくて専門学校生とか、いろんな多様な人が参加してくれるといいですよ。大学生世代ということですね。若者世代という言葉もぜひ入れていきましょう。

いろいろな意見をありがとうございました。会議は19時半までにしたいので、残りまだ言い足りない方はぜひお願いします。もう皆さんです大丈夫ですか。 笹口委員、大丈夫ですか。

○笹口委員 大丈夫です。

○吉永部会長 山崎委員も大丈夫ですか。

○山崎委員 1つだけ、現場から預かった言葉を言っても大丈夫ですか。

最後に、ちょっと現場からいろんな意見、今日こういう会議があるよと言ったときに、どういうふうにこども・子育て世代のことをみんなに伝えたいかといったら、やっぱりどうなっていく

かというのはみんな知りたいということだったので、この前、子どもルームのほうで、民間の子どもルームを集めて説明会をしてもらったのですが、その中で千葉市の取組が紹介されていて、いろんな料理教室とか、遊びの教室みたいなことを千葉市でやっているということで、こういう広報をもっと現場のほうに下ろしてもらえたらどんどん推進していきますし、子育てを考えていくということをもっと発信していただければ、現場のほうに投げてもらえれば、どんどん発信していこうと思います。教育委員会さんも含めて、ぜひ民間の団体にもいろんな情報を寄せていただけたら、みんなでそういったものも参加できるように推進していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あとは、先ほど言ったノンコンタクトタイムは、何度も我々は現場に言われていて、親御さんたちと、何もないテーマの中でゆったり過ごすということが保育士の中でもとても重要な時間になるだろうということを言われています。あと保育園から就学に向けて、保育園はお母さん方・お父さん方の様子を毎日見られるのですが、学校が始まってしまうとなかなか親御さんの顔が毎日見られないために、信頼が切れてしまうことがあるので、その辺をちょっと接続できるような人ができたらなとは思っています。

学校側に聞いたら、学校の先生から悩みを保育園のほうに寄せられたりすることもあります。どういうふうにしていたのかという相談もあるので、そういった相談会というか、接続は、アプローチカリキュラムとかスタートカリキュラム等で設けられていますが、なかなかその浸透は難しい。今はまだまだ過渡期であると思いますが、コロナで抑えられていた分、いろんな意見交換会が広がってくればいいなと思いますので、またその辺の広報もぜひ協力して進めていただきたいなと思います。

すみません。この場を借りてのお願いでした。よろしくお願いします。

- 吉永部会長 ありがとうございます。千葉市の方から、何かご意見はありますか。
- 宮葉課長 やはり行政も民間の団体の方々とのいろいろな連携を図っていくことが重要であるというのは十分認識しておりますので、今後もいろいろ情報共有を図りながら、一緒にいろんなことを進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 吉永部会長 それでは、大体皆さん大丈夫ですか。郡司委員、大丈夫ですか。
- 郡司委員 この部会に限ることなのか分からないのですが、若者という言葉を使ったとき、たいてい中高生のことが取り上げられてしまうので、大学生とか、18歳以上の子たちについて、もう少しちゃんと発言したいなと思っています。私は日本若者協議会というところに所属していて、若者団体への経済的な支援の話がよく上がっています。それに関連して、(4)の地域におけるこども支援とか、子育て家庭の支援に関するところで、もっとこういった団体に対して、ボランティアじゃなくて、それがちゃんとお仕事になるように経済的な支援というものが、これは行政なのか分かりませんが、ちゃんと組み立てていかないと、ボランティアだけで進んでいくものではないと思うので、そういった人たちの良心だけではなくて、そこにちゃんと予算をつけるということを進めていければなと私自身は思っています。

最近、ものすごく直近でぶち当たった壁は、私は千葉県の子ども会に所属していて、千葉市の施設を借りようと思ったときに、船橋市だったらこどもに関する団体は基本的に無料になったり半額になったりしますが、千葉市はそういうものがなかったのかというのを最近感じました。そ

ういう細かい、利用料が半額になるとか全額無償になるといったそういう小さなレベルから経済的な支援なんかがあると活動しやすいなど一当事者としては思っているところです。

○吉永部会長 志のある若者世代の活動の後押しみたいな、そういう感じの文言を入れられるといいですね。さっきの課題のある大変な若者ところだけじゃなくて、そういう人たちの活動展開もやっぱり支えていける、事業として重要なのは、もしかしたら優先順位はあるかもしれませんが、やっぱり千葉市全体が元気になるためには、そういう子たちの活動の後押しも必要だと思うので、入れられたらいいんじゃないかなと思います。

では、以上で大丈夫でしょうか。皆さん本当に貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。では、事務局にお返ししたいと思います。

○宮葉課長 今後のことですが、今日の御審議、御意見を踏まえまして、事務局のほうで部会での主な意見を参考に、こういう形でまとめたかどうかというような案をおつくりいたしまして、皆様に御確認いただいた上で、また必要な修正を行って、確定していきたいと思っておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

○吉永部会長 よろしくをお願いします。

○宮葉課長 分かりました。では、そのように進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○吉永部会長 皆様、寒い中、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

本当に今日はありがとうございました。千葉市の皆さんもありがとうございました。

○佐久間補佐 以上をもちまして、令和5年度第2回千葉市こども基本条例検討委員会こどもに関する施策の推進検討部会を閉会いたします。委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。